

令和 3 年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

葵区事務局会議・連絡調整会議 事務局

テーマ	昨年度からの引継ぎ課題と新たな多重課題仕分けと取り組みについて
概要 (課題となるポイント)	<ol style="list-style-type: none"> 1、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行や連携等について相談支援部会やケアマネット静岡との連携模索 2、山間地域への資源提供の確保について 3、重症心身障害児者の移動および送迎手段の確保について 4、特定相談・障害児相談の事業所数と相談員の人員不足及び委託相談支援事業所への負担増（特定と委託の役割、すみわけ、増やす取り組み） 5、要対協ケース及び家族支援の必要なケースへの委託相談の早期介入について
詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ	<ol style="list-style-type: none"> 1、情報共有シートは相談支援部会で取り組むこととなった。相談支援専門員が介護保険を理解する事とケアマネさんに障害福祉サービスの理解をしていただく動きは必要。制度勉強会、事例研究会等の開催を企画する。 2、居宅介護支援事業所（ヘルパーサービス）の多くは山間地域の移動時間を含めた拘束時間と収益の採算の兼ね合いから提供できる事業所が少なく生活に苦慮されている方が居る。 3、家族が送迎を担っているので、負担が大きい。家族が体調を崩すと通学できない現状がある。利用事業所の送迎サービスや移動サービスの利用が難しいケースは自宅⇔目的地への移動の手立ての検討 4、特定相談事業所の数が足りないことはサービス開始後、解消できていない。その事から委託相談の負担も増えている。相談支援部会で解決できるものと行政の他市比較や予算組み立て等で改善ができることは役割が違うので、改善の具体的取組スケジュールを立て、見立てを立てることが重要。障害児のセルフプラン率が 30%となっている。相談員自身も多くのケースを担っていることで負担が大きい現実がある。 5、複数課題を抱えているケースの場合には、早めの委託相談の介入により、ご本人やご家族と相談機関が信頼関係の構築をして連携がとれるようにしたい。
事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握	<ol style="list-style-type: none"> 1、課題解決に向けて双方の制度勉強会の実施や、制度移行に必要なガイドラインおよび引き継ぎ書等の作成に向けた取り組みを相談支援部会へ依頼し葵区事務局としてサポートするように、事務局・連絡調整会議で決定する。 2、要望の世帯数の調査やヘルパー事業所へのアンケートや連絡会等の開催により、事業所側のできること、できないことを確認し、できる方法を創出する。

	<p>事務局・連絡調整会議において、困難となっている状況整理や類似事例を出し合い協議した後、地域課題として取りまとめる。</p> <p>3、要望の回数等を把握する。また、資源の調査、一覧表等の作成を行う。</p> <p>4、相談支援部会でも取り組んで頂いている。年度で新規事業所、新規相談員、廃止事業所等の情報を数値化していく。加算のトリセツを活用したモデル収支による市内事業所へのアナウンスなど、取り組みを具体化していく。</p> <p>5、特に家族支援ケース（及び要対協ケース）は情報共有などを早めに行う機会（区事務局会議で区障害者支援課と委託相談でどこが担うかを検討するような場）があるとよい。例）焼津市等では月1回で開催している。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>・解決に向けた取り組みにも記載している内容</p> <p>各区の地域課題や静岡市障害者自立支援協議会の各部会の課題とも連携し、改善に向けたより良い取り組みができると良い。</p>

令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

駿河区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ</p>	<p>知的・発達障害児者のライフステージに合わせたサポート態勢の構築</p>
<p>概要 (課題となるポイント)</p>	<p>特に軽度と呼ばれる知的・発達障害のケースでは、ライフステージの各段階において適切なサポートを受けにくい、必要な生活環境を整えてもらにくい等の家庭・社会環境の問題により、コミュニケーション能力や課題解決力を十分に獲得することが難しい場合が少なくない。結果的に、成人期に至って問題が表面化した際には、福祉サービスによる支援では対応が難しくなり、いわゆる「処遇困難ケース」に発展する可能性が高くなる傾向があると考えます。</p>
<p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p>	<p>障害福祉サービスの制度化により、ライフステージの早い段階から公的支援を受けるハードルは下がりつつあり、また「発達障害」「軽度知的障害（ボーダーライン）」といった概念も一般社会に浸透してきたと言える。反面、就学前の段階で補足されなかった児童や、保育者等に「気になる子」とされながら支援に結びつかなかった児童、家庭環境の問題から十分な社会化教育を受けられなかった児童は、卒業後に「問題」が表出するまで適切な環境を得られず、支援困難化する傾向が相談支援事業所の複数の担当ケースから推察される。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p>	<p>年内を目途に、計画・委託相談支援事業所、発達障害者支援センターきらり、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等から情報を収集し、特に就学前～学童期の児童に必要なサポートのあり方、サポートへのスムーズな「繋ぎ」に関しての要望を把握する（アンケートの実施や、訪問による聞き取りを検討中）。併せて今年度中に、相談支援・サービス事業所を対象に、「児童を対象とした相談支援・社会資源の理解促進に関する勉強会」を実施し、支援力の向上を図る。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>①相談支援・福祉サービス事業従事者の支援力を向上し、保育・教育関係機関との連携を深めることで、発達障害児・軽度知的障害児が、就学前～児童期において適切なサポートに結びつき、発達段階に合わせた環境に身を置ける態勢を構築する。 ②適切な環境、サポートを得られず成人期に至った当事者に対して、重層的なチーム支援を提供できるよう、共同生活援助をはじめとしたサービス事業所・相談支援事業所のスキルアップを図る。</p>

資料を添付する場合は「別紙のとおり」と記載し、資料を添付してください。

追加しておくべき項目があれば、追加していただいても構いません。

令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ</p>	<p>静岡市東部地域（由比・蒲原）の相談支援体制の構築</p>
<p>概要 （課題となるポイント）</p>	<p>静岡市東部に位置する由比・蒲原地域においては、障害福祉サービス事業所が少なく、障害のある方の障害特性や生活状況に応じたサービス利用が難しくなっている。</p>
<p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p>	<p>・由比・蒲原地域在住の方は、清水区内の事業所を利用することになるが、近隣には事業所が少なく、気軽にサービス提供を受ける事が難しい。 ・静岡市との合併以前は、各町独自の限られた福祉サービスしかなく、現在の地域住民には福祉的支援の存在や、サービス利用についての情報などが認識されていない可能性が高い。そのため、困りごとに対して予防的支援が行われにくい。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取り組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p>	<p>・富士市障害者自立支援協議会事務局と情報交換会を行った平成30年度以降、「障がい福祉相談会」を開催し始め3年目を迎えた。開催については、地域の6小中学校やこども園、社協、介護サービス事業所、病院、郵便局、店舗などに相談会のチラシ(別紙のとおり)を配布し、事前連絡が無い相談者にも対応している。 ・令和2年度は、5回の相談会が開催され、当事者や家族からサービス利用や健康問題、金銭管理などに関する8件の相談があった。中には、行政職員やケアマネからの紹介があっても相談に至らないケースもあった。 ・今年度は、祝日を含めた奇数月に全6回の開催を予定しており、5/25(火)に第1回目の相談会が実施された。また、チラシは、例年の配布先に加えJRの3駅や地域と関わりが大きい農協などにも配布し、高齢者をはじめとした地域住民等への紹介を依頼することで、障害に関する相談体制があることの周知を図っている。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>・今年度も障がい福祉相談会を定期的で開催し、地域の方が障害に関して気軽に相談できる体制を整え、現状を把握できるようにする。そして、今後、どのようなサービスが必要なのか、また、将来的にどのように清水区東部地域の障害者相談支援の体制を整えることが望ましいのか、関係機関と連携しながら検討していくようにする。（東部地域にも事業所が開設されるのが望ましい）</p>

資料を添付する場合は「別紙のとおり」と記載し、資料を添付してください。

追加しておくべき項目があれば、追加していただいて構いません。

令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

テーマ	障害福祉サービス提供事業所間での連携強化
概要 (課題となるポイント)	清水区内の相談支援体制の整備および障害福祉サービス提供事業所の資質向上に向けて、障害福祉サービス提供事業所間の連携の強化を目指す。
詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ	<p>障害福祉サービスを提供している事業所間では、お互いの情報が少ないため、各事業所が単独で問題を抱えやすく、支援においても量的質的な偏りが生じるなど、互いに情報共有ができず、事業者間の連携が取りにくい現状がある。</p> <p>現在、障害福祉サービス提供事業所は清水区内に者・含め 131 事業所ある（静岡市内全域 476 事業所：2021 年 5 月 1 日現在）が、各事業所についての情報が周知されず、相談支援を行う上での情報不足や、個々の利用者に合ったより良い障害福祉サービスの利用への影響が懸念されている。中でも、生活の基盤となる居住地（グループホーム）と日中活動に関する事業所情報も足りず、ミスマッチや利用継続に至らないことにも影響がでていると考えられる。</p>
事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握	<p>昨年度からこの問題に取り組み、清水区相談支援連絡調整会議を開催し多くの事業所の意見をいただいた。開催後にまとめたアンケートでは、各事業所が互いの情報共有や問題解決のため、それぞれのサービス種別ごとの連絡会が必要であると意見があった。</p> <p>そのため、今年度は、第 1 弾として共同生活援助サービスを提供するグループホーム全 12 事業所の担当者に声を掛け（参加：9 事業所）、6/8(火)に清水区役所第一会議室にて第 1 回清水区障害者相談支援連絡調整会議を開催した。事前に、各事業所にサービス提供に関する事業所情報や課題についてのアンケートを実施し、当日は、アンケートから抽出した項目をもとに互いの事業所情報や抱える課題等を共有した。</p> <p>その結果、より良いサービス提供や人材育成のためには、顔を合わせた定期的な意見交換の場が必要であると合意し、第 1 回清水区共同生活援助事業所連絡会を、9/15(水)はーとぴあ清水にて開催することが決定された。</p>
解決策や今後の方針	<p>今回、生活拠点となる居住サービスに焦点を当て連絡会を行うことになったが、他のサービス種別においても同様の課題があると思われることから、各サービス事業所間が連携強化していくことは必要である。そのため、開催される連絡会を定期化するとともに、サービス種別ごとの連絡会設立の支援を行い、協同して課題解決に取り組んでいくようにする。</p>

資料を添付する場合は「別紙のとおり」と記載し、資料を添付してください。

追加しておくべき項目があれば、追加していただいて構いません。



ちょっと気になるアレ・コレを聞いてみよう♪

障がい福祉相談会

静岡市内（清水区内）の相談支援機関が対応します。

どなたでも、お気軽にお立ち寄りください！

～～手帳の有無・診断の有無は問いません～～

障がい者の親亡き後
どうなるの？

仕事について

今回は都合が悪い方でも！！
年間を通じて行います。

令和3年度 相談会予定

①	5月25日(火) 実施
②	7月27日(火)
③	9月28日(火)
④	11月23日(火・祝)
⑤	1月25日(火)
⑥	3月22日(火)

生活のこと

誰に相談したら
良いの？

福祉サービス
について

子育てのこと



★支援者から相談もOKです

※予定ですので変更する可能性
があることご了承ください。

時間：各回とも 10：30～15：30

場所：清水区役所蒲原支所 2階会議室

(静岡市清水区蒲原新田 1-21-1)

お問い合わせ：障害者支援推進センター ☎054-254-6880

予約不要です。個人情報(内容等)は守られます。

主催：地域生活支援ネットワーク **まいば・まいば**

協力：静岡市清水区障害者相談支援連絡調整会議事務局、静岡市障害者協会、清水区障害者支援課、障害者相談支援センターわだつみ、はーとばる、清水障害者サポートセンターそら、その他地域生活支援拠点を担う事業所

静岡市清水区由比蒲原地域の障がいに関する心配のある皆様へ ～住み慣れた地域で・暮らし続けよう～

この相談会は、静岡市清水区由比蒲原地域に障害者相談支援事業所がないことから、**もっと身近な・もっと気軽な**相談の場所を創ろうと清水区障害者相談支援連絡調整会議に参加する支援機関と地域生活支援ネットワーク“まいむ・まいむ”等が連携して開催するものです。

これまでに…

「自分がいなくなったらどうしたらいいの?」と、障がいのあるお子さんを心配するご家族からご相談がありました。そのお子さんやご家族のお気持ちをお伺いし、必要に応じた制度の利用ができるような手続きを行い、安心して地域での生活を続けられるように継続して支援しています。

どこへ相談するの?

ぜひ相談会へご参加ください。相談会は年6回（奇数月）開催しております。また、相談会にご参加できない方は個別にご相談に応じますので、下記の相談窓口リストを参考に、ご連絡ください。

○清水区の委託障害者相談支援事業

それぞれの障がいの様子に合わせ、具体的な相談に応じます。

相談窓口の名前	住 所	電 話	F A X
清水障害者サポートセンターそら (主に対応する障がい 身体障がい)	<small>しみすくいはらちよう</small> 清水区庵原町219-18	366-7781	366-7780
障害者相談支援センターわだつみ (主に対応する障がい 知的障がい)	<small>しみすくこまごえにし</small> 清水区駒越西2-10-10	335-1031	335-7821
はーとぱる (主に対応する障がい 精神障がい)	<small>しみすくむらまつはら</small> 清水区村松原3-14-8	337-1746	336-7655

○基幹相談支援センター

	相談窓口の名前	住 所	電 話
NPO 法人 静岡市障害者 協会	静岡市障害者相談支援推進センター	葵区城内町 1-1	254-6880
	静岡市障害者虐待防止センター	中央福祉センター3F	266-7719
	障害者 110 番相談窓口		275-1816
F A X 共通			254-6880

○地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」

相談担当	住 所	電 話
サービス調整コーディネーター（花園会受託）	清水区楠 1501	344-3555
相談調整コーディネーター（障害者協会派遣）	社会福祉法人花園会 百花園宮前ロッチ	